

ふれあいの森整備事業検査基準

制定	平成25年	3月26日	森-3555
改正	平成26年	3月19日	森-3579
改正	平成28年	3月18日	森-3214
改正	平成30年	3月30日	森-3185
改正	令和3年	3月29日	森-3352

第1 趣旨

森や木とのふれあい空間整備事業のうち、ふれあいの森整備事業の検査は、秋田県補助事業工事経理検査実施要領（平成19年4月1日施行）に基づくほか、以下の基準により実施するものとする。

第2 内容

1 経理検査

地域振興局長（以下「局長」という）は、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱第8に基づき事業実施主体から提出される実績報告書の受理後に経理検査を行うものとし、実績報告の事業費が定められた経費の内容に該当しており算定が適正であるかを検査する。

(1) 補助金対象経費の算定

[実費補助 A]

ア 全体計画調査、調査測量設計経費

全体計画調査、調査測量設計経費は、事業実施主体が整備する成果品の作成に係る実行経費を査定経費とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、査定経費に補助金交付要綱に規定する補助率を乗じた額とする。

[実費補助 B]

ア 森林整備、その他整備経費

事業実行経費は、事業実施主体が整備する内容に係る経費とし、実行経費を査定経費とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、査定経費に補助金交付要綱に規定する補助率を乗じた額とする。

[諸経費]

ア 事務雑費及び指導監督費

事務雑費及び指導監督費は、事業実施主体が補助事業実行のため必要な業務処理費とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、実費補助 A に係る補助金交付額と実費補助 B に係る補助金交付額の合計に所定の数値を乗じたものとする。

[その他]

ア 数量の単位

数量の単位は、森林整備に係る面積はヘクタールとし、端数の取り扱いは、単位以下第 3 位まで算出し、箇所毎にその計において四捨五入して第 2 位止めとする。路網整備における延長はメートルとし、端数の取り扱いは、単位以下第 2 位まで算出しその計において四捨五入して第 1 位止めとする。

その他にあつては適宜単位を設定し、整数単位止めとする。

2 現地検査（完成確認検査）

局長は、秋田県補助事業工事確認検査実施要領（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 5 条に基づき、事業実施主体から現地確認の要請があつた場合は、当該検査基準にて現地検査を行うものとする。ただし、要請のない場合は全体工事確認検査とし、書類検査により事業の適正な遂行を確認できる時は、現地検査を省略できるものとする。

(1) 現地検査内容

当該事業にあつては、森林整備をはじめとして事業種目が多岐にわたることから、秋田県県営工事検査実施要領（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 2 条を準用し、検査は、原則として実測によるものとし「工事検査の基準」により行うものとする。規格にあつては秋田県森林作業道実施基準第 22 条 3 の(2)出来形管理にある（別表 6）森林作業道主要出来形管理基準によるほか、秋田県土木工事共通仕様書 出来形管理基準【治山・林道編】を引用し確認する。ただし、森林整備にあつては針広混交林化事業検査基準における内容を準用して構わない。

第 3 その他

森づくり税を PR する表示板等が適切に設置されているか確認するものとする。

第 4 雑則

この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附則

この基準は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

木育空間整備事業検査基準

制定 平成30年 3月30日 森-3186

改正 令和 3年 3月29日 森-3353

第1 趣旨

森や木とのふれあい空間整備事業のうち、木育空間整備事業の検査は、秋田県補助事業工事経理検査実施要領（平成19年4月1日施行）に基づくほか、以下の基準により実施するものとする。

第2 内容

1 経理検査

地域振興局長（以下「局長」という）は、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱第8に基づき事業実施主体から提出される実績報告書の受理後に経理検査を行うものとし、実績報告の事業費が定められた経費の内容に該当しており算定が適正であるかを検査する。

(1) 補助金対象経費の算定

[実費補助A]

ア 設計経費、木育資材導入費、施設整備費

設計経費、木育資材導入費及び施設整備費は、事業実施主体が整備する成果品の作成に係る実行経費を査定経費とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、査定経費に補助金交付要綱に規定する補助率を乗じた額とする。

[実費補助]

ア 木育資材導入費、施設整備費

木育資材導入費及び施設整備費に係る経費は、事業実施主体が整備する内容に係る経費とし、実行経費を査定経費とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、査定経費に補助金交付要綱に規定する補助率を乗じた額とする。

[諸経費]

ア 事務雑費及び指導監督費

事務雑費及び指導監督費は、事業実施主体が補助事業実行のため必要な業務処

理費とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、実費補助 A に係る補助金交付額と実費補助 B に係る補助金交付額の合計に所定の数値を乗じたものとする。

[その他]

ア 数量の単位

数量の単位は、適宜単位を設定し、整数単位止めとする。

2 現地検査（完成確認検査）

局長は、秋田県補助事業工事確認検査実施要領（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 5 条に基づき、事業実施主体から現地確認の要請があった場合は、当該検査基準にて現地検査を行うものとする。ただし、要請のない場合は全体工事確認検査とし、書類検査により事業の適正な遂行を確認できる時は、現地検査を省略できるものとする。なお、事業内容が木質資材導入のみで、かつ、既製品の購入のみの場合は全体工事確認検査を省略できるものとする。

(1) 現地検査内容

当該事業にあつては、秋田県営工事検査実施要領（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 2 条を準用し、検査は、原則として実測によるものとし「工事検査の基準」により行うものとする。

第 3 その他

森づくり税を PR する表示板等が適切に設置されているか確認する。

第 4 雑則

この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附則

この基準は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。